

第19号議案

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(平成18年加東市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例(平成29年加東市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第4条第2項及び加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第4条第3項並びに第2条の規定による改正後の加東市病院事業管理者の給与に関する条例第4条第2項及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

第19号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和3年における人事院及び兵庫県人事委員会の勧告（以下「勧告」という。）並びに国の対応を踏まえ、加東市においても、一般職の職員の期末手当を0.15月分引き下げるとともに、勧告による引下げに相当する額を令和4年6月に支給する期末手当の額から差し引くことに鑑み、特別職の職員で常勤のもの及び病院事業管理者の期末手当についても同様の対応とすることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

令和4年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.15月とすること。（第4条）

(2) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

令和4年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.15月とすること。（第4条）

(3) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例（附則第2項関係）

令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を調整額として、令和4年6月に支給する期末手当から差し引くこと。

3 市財政への影響

年間810千円（うち制度改正分405千円、うち調整額分405千円）の支出減となる。

4 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p style="padding-left: 2em;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>
<p>○加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p style="padding-left: 2em;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p style="padding-left: 2em;">（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4（略）</p>